

電力供給契約書

- 1 契約件名 ((単価契約) を除いた入札案件名)
- 2 需要場所 電力供給に係る仕様書に示すとおり
- 3 契約単価 別紙「契約単価」のとおり
- 4 本件電力の全てを再生可能エネルギー (再生可能エネルギー源 (エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。) を利用して得ることができるエネルギーをいう。) 比率100%電気 (京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む。) で供給

※ 該当するものを■とする。

☐ 適用

☐ 非適用

- 5 供給期間 電力供給に係る仕様書に示すとおり

- 6 契約保証金 免除

発注者及び受注者は、上記事項及び約款のとおり契約を締結する。この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、発注者及び受注者が地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

契約締結年月日 令和 年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

発注者 京都市 代表者 京都市長 松井 孝治 印 ※

住 所

受注者 商号又は名称

代表者名 印 ※

※ 電磁的記録により締結する場合は、電子署名をもって「印」に替える。

(契約の目的)

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、仕様書その他の関係文書に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する需要場所の施設（以下「需要施設」という。）で使用する電力の需要に応じて電力を供給し、発注者は、これに対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生じる債権若しくは債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその債権を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約電力)

第3条 この契約における契約電力は、次の各号に掲げるところによる。

- | | | |
|----------------|----|-------|
| (1) 契約電力（常時電力） | 最大 | キロワット |
| (2) 契約電力（予備電力） | 最大 | キロワット |

(契約電力の変更等)

第4条 発注者又は受注者は、需要施設で使用する電力の需要に応じて、前条各号に規定する契約電力を変更する必要があると認めるとき、又は電力供給に係る仕様書（以下「仕様書」という。）の特記事項を原因とする契約電力を変更する必要がある場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを変更することができる。

2 関西電力株式会社の「電気供給条件（特別高圧・高圧）」の「定義」の規定の高圧（ただし、第3条の契約電力が 500 キロワット以上のものに限る）及び特別高圧に限り、発注者が、前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を超過して電力を使用した場合は、超過して使用した電力（以下「契約超過電力」という。）に係る対価を、契約超過金として支払うものとする。ただし、受注者の当該契約超過金の請求に明白な瑕疵があるときは、この限りでない。なお、契約超過金の算定に当たっては、第3条の契約電力を超過した日に適用されている関西電力株式会社の「電気供給条件（特別高圧・高圧）」の「契約超過金」の規定に準じるものとする。

3 前項の契約超過電力は、当該月の最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。以下同じ。）から契約電力を差し引いた電力とする。

4 前各項に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。

(使用電力量)

第5条 発注者が需要施設において現に使用した電力量（以下「使用電力量」という。）は、需要施設で使用する電力の需要に応じて、発注者が仕様書で示した、需要施設において使用が見込まれる電力量（以下「予定使用電力量」という。）を上回り、又は下回ることができる。この場合、増減の多寡によらず発注者は受注者に対し補償を行うことはなく、ま

た、受注者は発注者に対し補償を求めることはできない。

(計量及び検査)

第6条 受注者は、発注者の最大需要電力及び使用電力量を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの間（以下「計量期間」という。）に、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者又は発注者が別に指定する発注者の職員による検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、計量期間の翌月の1日（以下「検針日」という。）に行うものとする。

3 検針日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は1月2日、1月3日若しくは12月29日から12月31日まで（以下「閉庁日」という。）に当たるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日に検査をするものとする。この場合において、当該検査は、特段の事情がない限り、前項の検針日に行ったものとみなす。

4 前1項から前3項の日時及び検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に応じて、発注者と受注者とが協議のうえ、取り決めることができるものとする。

(電気料金の算定期間)

第7条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定は、前条第1項に規定する計量期間ごとに行うものとする。ただし、前条第4項の規定による場合はこの限りでない。

(電気料金の算定及び支払)

第8条 受注者は、第6条の規定による検査に合格したときは、発注者に電気料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の料金を合算した金額（当該金額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

(1) 使用電力料金（関西電力株式会社が定める基本料金（予備電力分も含む）、電力量料金、力率割引及び割増し、燃料費調整額（令和7年10月適用額分）及び市場価格調整に相当するものを含む。ただし、第8条第2項第2号でいう再生可能エネルギー発電促進賦課金及び同条同項第3号でいう燃料費調整額に相当するものは含まない。）

別紙「契約単価」の電力量料金に当該計量期間の使用電力量を乗じて計算した金額

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関西電力株式会社が定める当該計量期間の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（供給区分に応じた単価）に当該計量期間の使用電力量を乗じて計算した金額

(3) 燃料費調整額

関西電力株式会社が定める当該計量期間の燃料費調整単価（供給区分に応じた単価）から、関西電力株式会社が定める令和7年10月適用の燃料費調整単価を差引き、したものに当該計量期間の使用電力量を乗じて計算した金額

(4) 国等における電気料金の負担軽減策

「電気・ガス料金支援」など名称のいかんを問わず、当該計量期間に適用可能なものは適用し当該施策により計算した金額

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内（当該期間の末日が閉庁日に当たるときは、その翌日。以下「約定期間」という。）に、これを支払うものとする。
- 4 発注者は、前項の規定による期限までに電気料金を支払わなかった場合は、当該未納となった電気料金に、約定期間の満了日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条第一項の規定により財務大臣が定めた率を乗じて計算した金額を、遅延利息金として支払うものとする。この場合において、遅延利息金に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 この条における支払日は、発注者が受注者の指定する金融機関に払込みをした日とする。

（本件電力の全てを再生可能エネルギー比率100%電気で供給を適用する場合）

第8条の2 受注者は、本件電力の全てを再生可能エネルギー比率100%電気で供給を適用に該当するときは、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率が100%であることを確認できる資料を書面で提出しなければならない。

- 2 前項の規定による書面の様式は次に掲げるものとする。

（様式2）特定電源割当証明書

- 3 前項の規定による書面の提出時期及び様式については、必要に応じ、発注者と受注者が協議のうえ、別途定めることができる。

（その他の請求）

第8条の3 受注者は、第4条及び第8条に規定するもの以外、いかなる名称であるかを問わず発注者に請求をすることはできない。ただし、法令の新設改正による場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、取り決めるものとする。

（損害賠償の負担）

第9条 受注者は、自己の責により電力供給の停止等により発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において発注者が当該第三者に損害賠償請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。

（発注者の解除権と損害賠償）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を受注者に通告することにより契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、正当な事由がなくて、この契約に基づく債務を、契約期間内に履行する

見込みがないと発注者が認めたとき又は履行しなかったとき。

- (2) 受注者又はその使用人等が、この契約の締結又は履行に関し、詐欺その他の不正な行為をしたとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、正当な事由がないにもかかわらず、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 受注者が発注者に対し、正当な事由がないにもかかわらず、第8条の2に規定する書面を速やかに提出しないとき。
- (5) 受注者が本件電力の全てを再生可能エネルギー比率100%電気で供給を適用する場合で、再生可能エネルギー比率100%の電気で供給ができなかったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、発注者の指定する期日までに、当該契約の解除があった日（前項第4号又は5号に該当する場合は、本件電力の全てを再生可能エネルギー比率100%電気で供給していることを発注者が確認できない日と読み替える。以下「解除日」という。）から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用電力量を基にして第8条第2項の規定により計算して得た額（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額は当該契約の解除日に適用されている額で計算する。国等における電気料金の負担軽減策は計算に含めない。）の10分の1に相当する金額を、違約金として、発注者に支払わなければならない。なお、前項の規定により契約が解除されない場合であっても、前項第4号又は5号に該当する場合の違約金は、契約が解除されたものと同等とし、発注者に支払わなければならない。

第11条 発注者は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、契約期間内において必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。

（受注者の解除権）

第12条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約に基づく債務の履行ができないときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。

（解除の効果）

第13条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する債務は、消滅するものとする。

2 発注者は、契約の解除があった場合において払込みをしていない電気料金があるときは、遅滞なく受注者に当該電気料金を支払うものとする。

(資料の提供)

第14条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

第15条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても、同様とする。

2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で所定の手続により開示するときは、適用しないものとする。

(契約規程等の遵守)

第16条 受注者は、この契約の履行に当たっては、この契約書に定めるもののほか、京都市契約事務規則規程その他関係法令（以下「関係法令」という。）の定めるところに従わなければならない。

2 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約により生じた権利義務に関する訴訟については、京都地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(補則)

第18条 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 契約書、仕様書、その他に関する規定の適用の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 関係法令
- (2) 本契約書
- (3) 入札説明書等に関する質問回答書
- (4) 入札公告及び入札説明書
- (5) 仕様書

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第19条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第20条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第 1 条、第 1 6 条、第 1 8 条、第 2 1 条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した 電磁的記録
第 1 条	文書	文書又は電磁的記録

(規定外の事項)

第 2 1 条 この契約書に定めのない事項は、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。

特 記 事 項

(受注者の談合等の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について受注者（受注者が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について受注者に対する有罪の判決が確定したとき。

2 発注者の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の発注者が契約を解除する場合（受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(受注者の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、この契約の履行期間中において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (3) 受注者が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

（不当介入の場合の報告書の提出等）

第4条 受注者は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

（消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更）

第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（予算が減額された場合等の途中解約）

第6条 発注者は、令和9年度以降において電気料金に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が令和9年度以降に支払いを予定していた電気料金を請求することはできない。
- 3 受注者は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

(別紙)

契 約 単 価

期 間（月）	電 力 量 料 金 (円／kWh)
令和8年度 4月～3月	

注 上記料金には、消費税及び地方消費税相当額を含む。